

第 4 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和6年12月11日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和6年12月11日(水曜日)

午前9時59分開議

午前11時17分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第25号 指定管理者の指定について

議案第33号 専決処分の報告及び承認について

議案第34号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第36号 令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)

報告第4号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の策定について
- ②第4期熊本県教育振興基本計画最終案について
- ③次期学校教育情報化推進計画の策定について
- ④刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(学校人事課所管分)
- ⑤刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(学校安全・安心推進課所管分)
- ⑥第3期熊本県スポーツ推進計画最終案について
- ⑦熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑧刑法等の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(警察本部所管分)

出席委員(8人)

委員 長	中 村 亮 彦
副委員 長	荒 川 知 章
委 員	池 田 和 貴
委 員	高 野 洋 介
委 員	橋 口 海 平
委 員	岩 田 智 子
委 員	南 部 隼 平
委 員	高 井 千 歳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長	白 石 伸 一
教育理事	木 山 晋 介
教育総務局長	井 藤 和 哉
県立学校教育局長	重 岡 忠 希
市町村教育局長	藤 岡 寛 成
教育政策課長	岸 良 優 太
学校人事課長	清 塘 文 夫
文化課長	舟 津 紀 明
施設課長	中 島 一 哉
高校教育課長	坂 本 憲 昭
特別支援教育課長	松 本 英 雄
学校安全・安心推進課長	木 山 邦 博
体育保健課長	濱 本 昌 宏
義務教育課長	井 手 正 直

警察本部

本部長 宮内彰久
警務部長 宇野晃
生活安全部長 江藤真吾
刑事部長 松永透
交通部長 内田義朗
警備部長 八木世志一
首席監察官 松見恵一郎
参事官兼総務課長 中林俊郎
参事官兼警務課長 渋谷明紀
参事官
兼生活安全企画課長 高波進治
参事官兼刑事企画課長 大島誠吾
参事官兼交通企画課長 坂元慎二
参事官
(運転免許センター長) 堀田博士
参事官兼警備第一課長 東勘太郎
理事官兼会計課長 平山浩之
交通規制課長 井上賢二
サイバー犯罪対策課長 松本建治

事務局職員出席者

議事課主幹 須田恵美子
政務調査課主幹 時吉啓通

午前9時59分開議

○中村亮彦委員長 ただいまから第4回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について教育委員会、警察本部の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

また、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、白石教育長。

○白石教育長 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から教育行政全般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

また、先月の管内視察に際しまして、執行部の職員も同行させていただきまして、大変ありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

それでは、本議会に提出しております教育委員会関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係3議案、条例等関係1議案でございます。

まず、11月補正予算についてでございますが、追加提案分と合わせまして総額29億9,131万円余の増額補正でございます。

主な内容といたしましては、教育委員会事務局職員の時間外勤務手当や人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う職員給与費の増等でございます。

また、県立学校や県有施設の改修工事等に係る繰越明許費の設定及び債務負担行為の設定についてもお願いしております。

次に、条例等議案でございますが、熊本県立美術館分館の指定管理者の指定について提案しております。

最後に、その他報告事項として、くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の策定について外5件について御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては関係課長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございま

す。

お手元の説明資料、括弧書きで令和6年度11月補正予算等と記載の資料を御覧ください。

2ページ上段をお願いいたします。

事務局費の右側の1、職員給与費の(1)教育委員会事務局職員給ですが、これは、教員不足対策や県立高校の在り方検討など、緊急の課題への対応等により教育委員会事務局職員の時間外勤務の予算が不足するため、増額補正をお願いするものでございます。

学校人事課の説明は以上でございます。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

2ページ下段をお願いいたします。

1段目の教育指導費の右側の1、学校教育指導費、(1)特別支援教育充実事業ですが、これは、県立特別支援学校に在籍する肢体不自由等のある児童生徒がPC端末を活用できるようにするために必要な機器の配備に要する経費を計上するものでございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○濱本体育保健課長 体育保健課でございます。

3ページをお願いします。

1段目の体育振興費の右側の1、学校体育振興費の(1)学校体育推進事業ですが、これは、令和6年4月に宮崎県で発生した県立鹿本高校サッカー部の落雷事故調査委員会の設置に要する経費を計上するものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○舟津文化課長 文化課です。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

まず、1段目の教育費の社会教育費ですが、美術館分館管理運営費、文化財収蔵庫管

理及び県立美術館本館改修整備事業につきましては、保全計画に基づく改修工事等で、自然災害等の不測の事態に備えるもの、また、文化財保存事業及び被災文化財保存復旧支援事業につきましては、関係機関との調整、工程の変更や資材調達等に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、2段目の災害復旧費の教育災害復旧費ですが、これは、文化財災害復旧事業(地震、豪雨)につきまして、入札不調により工期が確保できなかったことや業者との調整、想定以上に被害が大きく修復に日数を要するなど、年度内の執行が困難となる見込みであるため、繰越明許費を設定するものでございます。

文化課の説明は以上です。

○中島施設課長 施設課でございます。

5ページ上段をお願いいたします。

1段目の教育費の高等学校費ですが、これは、熊本工業高校実習棟改築工事ほか73件につきまして、入札不調により工期が確保できなかったこと及び学校活動に支障のない工法や工事時期の調整に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、2段目の教育費の特別支援学校費ですが、これは、天草支援学校長寿命化改修工事ほか20件につきまして、同じく入札不調により工期が確保できなかったこと等により、年度内の執行が困難となる見込みであるため、繰越明許費を設定するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○坂本高校教育課長 高校教育課でございます。

5ページ下段をお願いします。

1段目の教育費の高等学校費ですが、高森

高校環境整備事業につきまして、入札不調により工期が確保できなかったこと及び学校活動に支障のない工法や工事時期との調整に日数を要し、年度内の執行が困難となる可能性があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○濱本体育保健課長 体育保健課でございます。

6ページ上段をお願いします。

教育費の保健体育費ですが、1段目の県営体育施設整備事業について、藤崎台県営野球場トイレ改修工事等の設計委託における改修の工法、工程の検討及び仮設計画の検討に日数を要したことから、年度内の執行が困難となる可能性があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、2段目の県営体育施設管理費について、県民総合運動公園陸上競技場スロープ軒天井改修工事における工事着手時期に関する公園利用者との調整に日数を要したことから、年度内の執行が困難となったため、繰越明許費を設定するものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

6ページ下段をお願いします。

教育費の社会教育費ですが、これは、青少年教育施設管理運営費について、天草青年の家の大規模改修工事において、自然災害等の不測の事態により、年度内の執行が困難になる可能性があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○舟津文化課長 文化課でございます。

7ページ上段をお願いします。

県立美術館分館管理運営業務に係る債務負担行為の設定でございます。

県立美術館分館は、指定管理者制度を導入しておりますが、現指定期間の満了に伴い、新たな指定管理者に令和7年度から3年間の委託を行います。4月1日から業務を開始する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、令和7年度からの指定管理者の指定につきましては、後ほど改めて条例等議案で御説明いたします。

文化課の説明は以上です。

○中島施設課長 施設課でございます。

7ページ下段をお願いいたします。

1段目の第一高校整備事業ですが、これは、引渡し予定時期までに工事を完了させるためには、年度内に契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

2段目の熊本商業高校寄宿舎改修事業ですが、これは、梅雨期までに外部の改修工事を完了させるためには、年度内に契約締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○坂本高校教育課長 高校教育課です。

8ページ上段をお願いします。

県立高等学校半導体関連人材育成事業ですが、令和7年4月1日からの事業実施が必要であり、年度内に契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課です。

8ページ下段をお願いいたします。

1段目のほほえみスクールライフ支援事業ですが、これは、県立特別支援学校及び県立高等学校の児童生徒へ医療的ケアを行うため

に看護師を配置するもので、令和7年4月1日からの看護師派遣が必要であり、年度内に医療機関との業務委託契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○中島施設課長 9ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

1段目の小川工業高校整備事業ですが、これは、長寿命化改修の事業費として債務負担行為を設定しておりますが、今回、改修工事の工程に合わせて物品の移転等が必要となったことから、当該契約を令和7年4月1日から実施する必要があるため、業務委託費の分を改めて債務負担行為を設定させていただくものでございます。

2段目の大津支援学校整備事業ですが、これは、大津支援学校高等部校舎増築工事費として債務負担行為を設定しておりますが、今回、対象工事の増加に伴い、債務負担行為額の増額を行う必要があるため、改めて債務負担行為を設定するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

資料10ページをお願いいたします。

11月補正予算の追加提案分について御説明いたします。

今回の補正につきましては、本年の人事委員会勧告を踏まえた職員の給与改定に準じて会計年度任用職員の報酬等も改定されることから、これに伴う教育政策課分の報酬を増額補正として計上するものでございます。

なお、資料11ページから21ページまでに記載の各課及び地方機関の会計年度任用職員の報酬等に係る経費の増額補正につきましても、同様の理由によるものですので、各課か

らの説明は省略させていただきます。

教育政策課の説明は以上でございます。

○清塘学校人事課長 学校人事課です。

11ページをお願いします。

今回の補正につきましては、本年の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴うものでございます。

今回の給与改定につきましては、月例給与平均2.64%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.1月引上げ改定を行うものです。これらの改定に伴い、職員給与費の増額補正をお願いするものでございます。

1段目及び12ページは、教育委員会事務局及び各学校の教職員の給与費として、それぞれ支給見込額について増額補正を計上するものです。

なお、13ページの文化課、17ページの体育保健課及び19ページの社会教育課につきましても、それぞれの課及び出先機関の職員給与について、同様の理由による増額補正を計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

学校人事課の説明は以上です。

○舟津文化課長 文化課です。

22ページをお願いします。

議案第25号として、指定管理者の指定について提案しております。

これは、美術館分館の指定管理者につきまして、地方自治法の規定により県議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

22ページに議案の本文を掲載しておりますが、本日は、23ページの条例等議案関係の概要に沿って説明させていただきます。

まず、1、選定の経緯ですが、令和6年9月に公募を行い、応募がありました申請者について、10月17日に指定管理候補者選考委員

会で審査選考し、10月22日の指定管理者制度運営会議において審議し、11月5日の定例教育委員会を経て指定管理候補者を選定しております。

次に、2、事業内容でございますが、指定管理者の業務内容は、美術館分館における展示のための施設を提供する業務、施設の利用許可に関する業務、施設及び設備の維持並びに修繕に関する業務、その他指定管理者が管理上必要と認める業務であり、指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

3、選定結果等でございますが、指定管理候補者は、株式会社熊本県弘済会です。審査の結果、500点満点中395点となっております。

(2)選定理由でございますが、美術館分館の設置目的を理解しており、住民の施設の平等な利用を確保することができる提案がなされていること、人的にも財政的にも安定した運営基盤を有していること、さらに、これまでの指定管理においても適切に管理運営されており、特に施設の清掃面においては利用者からの評価が高いことなどが主な選定理由でございます。

文化課の説明は以上です。

○中村亮彦委員長 次に、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

宮内本部長。

○宮内本部長 警察本部でございます。

委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたりまして御支援、御協力をいただいているところでございまして、この場をお借りしまして心からお礼を申し上げます。

まず、議案概要の説明の前に、先月、日本自動車連盟、JAFによる信号機のない横断

歩道における一時停止率調査の結果が公表されましたが、本県は74.8%と、一昨年から8.7%上昇して全国4位となったことを御報告させていただきます。

これは、議員の皆様方の御理解の下、令和3年に県議会で可決されました熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議におきまして、県民一丸となって取り組むべき事項の一つであります歩行者の安全確保に継続的に取り組んだ結果でございます。

今後は、このよい結果をさらに前進させ、一時停止率100%を目指しまして、関係機関等と連携して歩行者優先意識の醸成に努めてまいります。

それでは、今回県警察から提案しております6件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まずは、議案関係についてです。

議案第1号、令和6年度熊本県一般会計補正予算(第5号)については、時間外勤務手当の不足分2億4,612万円余のほか、繰越明許費の設定や債務負担行為の設定をお願いしております。

また、議案第34号、令和6年度熊本県一般会計補正予算(第6号)については、追号分として、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員等の給与費10億1,009万円余をお願いしております。

さらに、議案第33号、専決処分の報告及び承認については、専決処分させていただきました宇城警察署電気設備改修工事に係る追加工事費用負担額の決定及び和解について報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第4号、専決処分の報告については、専決処分させていただきました6件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定についての報告でございます。

このほか、その他の報告事項として、総務常任委員会で御審議いただいております熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定に

ついて及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○平山会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の付託議案関係説明資料に基づき御説明いたします。

資料の1ページ目、歳出予算補正をお願いします。

まず、上段の議案第1号、令和6年度熊本県一般会計補正予算(第5号)でございますが、警察本部費で2億4,612万9,000円の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

これは、職員の時間外勤務手当の所要額で、事件、事故への対応など、年間の時間外勤務手当に不足が見込まれることから、増額をお願いするものでございます。

続きまして、中段を御覧ください。

12月9日に追加提案されました議案第34号、令和6年度熊本県一般会計補正予算(第6号)でございますが、説明欄に記載しておりますとおり、1の職員給与費で9億3,266万6,000円の増額をお願いしております。

これは、熊本県人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与の所要額でございます。

次に、2の警察一般管理費7,742万9,000円の増額は、会計年度任用職員の報酬等改定に伴う増額でございます。

以上、議案第1号及び第34号の補正額を含めた警察費予算総額は、441億6,842万1,000円となります。

次に、2ページをお願いします。

上段の繰越明許費補正でございますが、まず、警察管理費で4億8,117万3,000円の設定をお願いしております。

これは、警察棟空調設備更新工事などの警察施設整備に関する事業で、年度内に工事を完了しない可能性があるものや警察官待機宿舎改修工事などで、入札不調のため年度内に工事を完了することが困難となったものでございます。

また、警察活動費で1,032万4,000円の設定をお願いしておりますが、これは、中型輸送車1台の購入に当たり、入札業者のシステム不具合が原因で入札取りやめとなったことで、年度内の納車が困難となったものでございます。

次に、下段の債務負担行為補正でございます。

警察関係業務につきまして、説明欄に記載しておりますとおり、総額11億2,026万4,000円の限度額増額設定をお願いしております。

これは、令和7年4月1日から業務を開始する必要がある業務委託等につきましては、今年度内から契約手続を実施する必要があり、また、一般競争入札の手続に所要の期間を要することから、債務負担行為を設定するものでございます。

予算関係議案は以上でございます。

続きまして、資料の3ページをお願いします。

議案第33号、専決処分の報告及び承認についてでございます。

宇城警察署電気設備改修工事において、契約変更の手続を経ないまま行われた追加工事があり、その追加費用について、発注者、受注者、監理会社で負担額を決定し、和解することについて、知事専決をいただいたものでございます。

事案の概要につきましては、4ページを御覧ください。

本件は、令和5年度に実施しました宇城警察署の発動発電機の更新や照明設備のLED化等工事において、工事が完了し、支払いも済んだ後に、配管などの設計漏れや照明器具の変更による未払い金があるとして、受注者が202万円の追加工事代金を請求したものです。

追加工事代金の支払いについては、商法第512条の受注者の報酬請求権を踏まえ、発注者、受注者、監理会社によって完成図書の精査及び現地確認を行った結果、数量などに誤りがあった金額を除き、追加工事代金として認められた182万2,592円について、それぞれの負担額を決定し、和解したものでございます。県の負担額につきましては、98万5,573円でございます。

議案第33号は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。

○松見首席監察官 監察課でございます。

報告第4号の専決処分について御報告させていただきます。

引き続き、説明資料の5ページから6ページを御覧ください。

令和6年4月から7月に発生した本県警察職員が運転する公用車による6件の交通事故に関して、事故の相手方と熊本県との間で損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしました。

事故の概要につきましては、資料7ページのとおり、緊急走行で直進中、左側に寄せて停車していた相手方車両に衝突したものの、停車した際にブレーキ操作が不十分で、クリープ現象により前進し、相手方車両に追突したものの、後部座席ドアを開放した際に、ドアが駐車中の相手方車両に衝突したものの、後退した際に、相手方の足をタイヤで轢過してけがを負わせたものなど、いずれも県側に全過失が認められる交通事故であり、県側から資料のとおり賠償額を支払い、和解が成立いた

しました。

なお、賠償につきましては、加入している任意保険を使用して全額支払い済みでございます。

6件の交通事故に関しましては、運転者の不注意による交通事故であり、職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めてまいります。

以上でございます。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、教育委員会に係る質疑を受け、その後、警察本部に係る質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明してください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言する際は、マイクを自分の口元にしっかり向けて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○高野洋介委員 資料の3ページですけれども、鹿本高校のサッカー部落雷事故調査委員会の設置に関する経費として170万余を計上されておられますけれども、これは、事故があったのが4月ですよ。4月から今まで、もう8か月ぐらいたってますよね。で、今さらこのことをするのは——もうちょっと早くできたんじゃないかなというふうに思っています。

で、昨日だったかな、メールで来ましたが、12月13日に会議があるというふうに聞いているんですけれども、なぜこの時期な

のか、もっと早くできなかったのかということ、今まで県がそれぞれ事故調査をされていると思います。それと今回の調査委員会の違いというのをちょっと教えてください。

○濱本体育保健課長 体育保健課でございます。

この時期になりました理由につきましては、事故後、生徒さんの回復状況でこの調査の相談がなかなかできにくい状況で、しばらくたって回復状況を見まして、保護者からこの調査委員会の設置について御要望がありまして、その後委員の選定等があるこのタイミングになったというところでございます。

この調査委員会につきましては、訴訟やそういったものを行うためのものではなくて、重大な事故というふうに我々は認識をして、このような事故を二度と発生させてはいけないというところで、再発防止のために、しっかりこの事故の検証を行うためにこの事故の調査委員会を設置するものでございます。

○高野洋介委員 まあ、事情は分かりました。

ただ、ほかの県立高校も、多分この事故があった後に、それぞれの部活とか県の教育委員会からの通達とかでいろんな事故の予防はされていると思いますけれども、そこはしっかり今後、御家族の方々の意向も踏まえて、どういったことが本当だったのかというのを会議のときでも出してもらって、やっぱり一番大切なことは、事故に遭われた方の一日も早い回復なんですけれども、それプラス、やっぱりほかの部活動にもいろんな影響があっているというふうに思いますので、しっかりそこを解消しながら、みんなが部活動を、指導者も生徒も含めて、できるような環境づくりを一日も早くつくってもらいたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

○橋口海平委員 すみません、関連して。

今高野先生が部活動のお話をされました。で、要望なんですけど、部活動はもちろんそうなんですけど、できれば民間のクラブチームとかにもその再発防止策というのを情報提供だけでもやって、二度とこのようなことが起こらないような取組をやっていただきたいと思います。

要望です。

○中村亮彦委員長 要望でいいですか。

○橋口海平委員 はい。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

○池田和貴委員 多分これは施設課になるのかなと思うんですけども、ページで言うと4ページ、5ページ、繰越明許なんですけれども、入札不調により工期が確保できなかったということで、5ページの施設課さんのやつで、熊本工業高校実習棟ほか73件、天草支援学校の改修工事ほか20件ということなんですけれども、これは、入札不調は大体何件ぐらいあって、全体の工事のどれくらいになるのか、ちょっとこの辺を教えてください。

○中島施設課長 施設課でございます。

池田委員お尋ねの件につきましてですけれども、まず、今年度75件発注をしております。うち19件が不調、不落となっております。約25%、3割弱ぐらいが不調、不落となっております。

○池田和貴委員 この不調、不落の件数は、

大体この割合というのは、ここ数年高くなってきているんですか、それとも大体平年このぐらいあるという感じで見ているんですか。

大体公共工事って、あんまり不調、不落はないんじゃないかというような、以前はですね、そういったのがあったんですけども、そこはどんな感じなんでしょうか。

○中島施設課長 お答えいたします。

施設課の営繕工事につきましては、主に土木部のほうで発注をしております、その土木部からの資料によりますと、令和6年度につきましては、例えば、建築工事で申し上げますと、約3割ぐらい、令和5年度につきましては18%、令和4年度は20%の不調、不落の率となっております、昨年度と比較すると10ポイントほど増加している傾向でございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

これは、不調、不落がやっぱりある程度ずっと継続するということが、何かの原因があるということなので、ここは、いわゆる施設課だけの問題じゃなくて、土木部とも相談の上この辺は改善をしていったほうがいいのかなど。何か不調、不落になる理由とかそういうものを、ぜひ今後は土木部のほうと合わせてやっていただければというふうに思います。これは要望です。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかがございますか。

なければ、以上で教育委員会に係る質疑を終了します。

引き続き、警察本部に係る質疑はありませんか。

○橋口海平委員 すみません、本部長の冒頭の御挨拶の中で、一旦停止率が上がっているというようなお話がありました。

もともとは、熊本県は低い状況からここまで上がったということは、本当に皆様方の努力だろうと思っております。本当にありがとうございます。

しかし、やっぱりまだ消えている白線だったり、そういうのもたくさん見受けられます。で、この交通安全宣言、この中にはしっかりとそういう交通安全施設の予算をつけることというようなことが書いてあります。で、皆様方も、それを基にしっかりと多分財政課等と折衝していると思うんですが、議会でもそういう、しっかりとさらに予算をつけてほしいという要望があったというのをまた言っていて、しっかりと予算を確保して、交通安全施設等をしっかりとつけていただくことが県民の安心、安全につながると思いますので、よろしくお願いします。

○中村亮彦委員長 要望でいいですか。

○橋口海平委員 はい。

○中村亮彦委員長 ほかがございますか。

○高野洋介委員 資料の3ページの専決処分のことなんですけれども、宇城警察署の電気設備改修工事で、契約変更の手続を経ないまま行われたということなんですけれども、私、建設関係に若干詳しいので、そこで少し突っ込まさせていただきますけれども、普通こういうことってあり得ないんですよ。といいますのが、工事をする中で、お互いに契約変更をしないと、多分業者さんもしないと思います。ということは、この追加工事は、県警のほうからこれもしてくださいって言ったのに契約をしてなかったのか、もしくは業者さんが設計になかったのに勝手にしたのか、監理会社のほうが、まあ64万ぐらい負担しているわけですが、監理会社はその瑕疵があったのかというのは、ちょっと詳細に教え

てください。

○平山会計課長 会計課でございます。

まず、本件の詳細について少し話させていただきます。

宇城警察署の老朽化した発動発電機の更新や照明器具のLED化等の工事を行うため、電気設備改修工事を行っておりまして、原契約額が7,316万7,600円を、令和5年5月19日で新熊本電気設備株式会社と契約締結して、また、工事監理委託を、設計を行いました株式会社弦設備設計事務所と契約額198万円で契約締結し、工事を実施したもので、本年3月19日に工事が完了し、竣工届を受領後、竣工検査を行い、請求書に基づき、工事費の支払いも完了しておりました。

その後、工事期間中に変更契約の手続を経ないまま行われた消防署からの指示による変更工事や配管、配線などの設計漏れによる追加工事、照明器具の変更に伴う追加工事の代金が未払いであるとして、受注者が追加工事代金201万9,600円を監理会社に請求したことから、監理会社から、本年4月18日に県警に相談があったものです。

この追加工事代金につきましては、工事期間中、県警には監理会社や受注者から一切知らされていなかった工事や、県警に追加費用の報告はあったものの、監理会社から、追加工事は原契約の範囲内で、追加工事代金は不要と聞いていたものであり、受注者は、工期末に契約変更されるものと思っていた、追加工事代金は不要とは言っていないなど、受注者、監理会社、発注者との間に認識の相違があったことが原因です。

このため、受注者、発注者、監理会社によって完成工事図書の精査や現地確認を行った結果、請求金額の数量などに誤りがあった金額を除き、追加工事代金として認められる182万2,592円について、商法の規定により、受注者の報酬権を踏まえて、それぞれの負担

額を決定し、和解したものでございます。

追加工事代金のそれぞれの負担額は、本件工事において、消防署から指示のあった工事の変更が必要となったものや宇城警察署からの要望により照明器具を変更したものの、また、工事期間中に工事監督員が変更工事を把握していたものにつきましては、発注者の負担とし、配線、配管などの設計漏れ、設計誤りに伴う工事については、設計を行った監理会社の負担、照明器具の変更に伴う不要となった器具代金について、資材管理が不十分であったため返品不可となったものについては、受注者の負担とし、それぞれ負担額を決定したものでございます。

以上でございます。

○高野洋介委員 ちょっとあんまりよくは説明が長くて分からなかったんですけども、要は誰が悪かったんだろうかと思うんですよね、こういうのって。こういうのって、絶対原因があるんですよ。多分土木だとか営繕の方々は分かると思いますけれども、コミュニケーションが多分全く取れてないんですよ。このコミュニケーションが取れなかったのは、誰が問題なのかということをもまず第一に考えないと私はいけないと思っています。

これは、払う払わぬじゃなくて、こういうことがあったということが一番問題なんですよ。幾ら払ったとか、幾ら払わぬでいいとかっていうその案分の仕方じゃなくて、まずこの監理会社がどういうふうなスタンスで仕事をしてたのかというのが、私は非常に疑問が残ります。

ですから、それから考えなければいけないので、これからやっぱり、県警本部も営繕も含めて、発注する際には、いろんな監理会社も入ると思いますので、設計会社も入ると思います。コンサルも入ると思いますけれども、そことどういふふうにコミュニケーションを取っていくかというのが非常に大事だと

思っています。

ですから、そういった再発防止とかは県警としては考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○平山会計課長 会計課でございます。

委員御指摘の原因につきましては、確かに、発注者、監理会社、受注者の間にやはり相互の連携が図られていなかったこと、認識が統一されていなかったことが原因にあると思います。そのため、今後同種事案が発生しないように、まずは、受注者に対し、設計変更の必要が生じた場合は、打合せでの情報共有や、監理会社に連絡するだけでなく、発注者の指示を受けた監理会社の指示を受け、変更の施工を行うこととするということを周知させたいと思っております。

また、発注者は、監理会社から設計変更の連絡を受けた際は、その大小や監理会社の認識にかかわらず、所要の手續、受注者からの協議書の提出、契約変更の手續を行うことが必要であることを、改めて徹底したいと考えております。

また、警察署の工事の際は、警察署員が施工現場で直接受注者に要望を行わず、その要望がある場合は、発注者へ相談するよう周知を行うこととしております。

以上のことを注意し、今後再発防止に努めてまいります。

以上です。

○高野洋介委員 もう最後に申し上げますけれども、恐らくですね、設計の範囲内だとか、そういうすぐく分かりづらい、また、形に見えないところが多分現場では多々あったんだというふうに私は思います。ですから、そういったところをしっかりと区別をしとかなないと、受注者というか、施工業者は非常に困る場合が多々あるんですよ。要は、サービス工事をなくさないということなんですよ。

しっかりした設計の中で、しっかりみんなが、誰が見てもできるような工事をしながら、プラスアルファはしっかり契約変更をなさいということを今後営繕も県警本部も徹底をしながら、いいものを造るようにみんなで努力していただきますように要望して終わります。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託された議案第1号、第25号、第33号、第34号、第36号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が8件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、その他報告事項を御覧ください。

報告資料①をお願いいたします。

新たな県政運営の方針として、今議会に提案しておりますくまもと新時代共創基本方針とこれに関連しますくまもと新時代共創総合戦略について御報告いたします。

基本方針は、総務常任委員会で審議されますが、県政全般に関連することから、教育警察常任委員会においては、教育政策課からその概要を御報告させていただきます。

まず、くまもと新時代共創基本方針については、県政における最上位計画として、令和9年度までの4年間の県政運営の基本的な考え方を示すものです。

この方針の策定に当たっては、左側の2、取り巻く環境の変化に記載のとおり、人口の減少、TSMCの県内進出、そしてこれを契機とした海外との交流の加速化など、昨今の環境変化を踏まえ、これまでの県の取組成果や課題を踏まえたものとなっております。

資料右側の基本理念ですが、「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」としており、海外との人、物、ビジネスの交流拡大を念頭に、「世界に開かれた熊本、世界へ羽ばたく熊本」を副題とされております。国際、人材、共創をキーワードに、各種施策を展開してまいります。

裏面をお願いいたします。

今御説明した基本方針を実現するため、くまもと新時代共創総合戦略を策定し、具体的な施策を実施してまいります。

施策の柱は、「こどもたちが笑顔で育つ熊本」「世界に開かれた活力あふれる熊本」「いつまでも続く豊かな熊本」「県民の命、健康、安全・安心を守る」の4本です。

1番の柱では、こどもまんなか施策や教育の充実などを記載しています。

2番目の柱では、人材の確保、育成や様々な産業の振興や交通利便性の向上などを記載しています。

3番目の柱では、自然環境の保全や地域振興などを記載しています。

4番目の柱では、緑の流域治水や防災、長寿社会、安全、安心の地域づくり、水俣病問題への対応を記載しています。

こうした施策について、KPIを設定しながら着実に取組を推進してまいります。

基本方針、総合戦略についての報告は以上です。

次に、3ページ、報告資料②をお願いいたします。

第4期熊本県教育振興基本計画の最終案について御報告します。

9月議会の常任委員会で計画の素案について説明させていただきましたが、その後実施したパブリックコメント及び子供向けアンケート、また、それを踏まえた計画最終案の反映について御報告します。

本日は、最終案もお配りしておりますが、報告資料②に沿って御説明をさせていただきます。

まず、1、パブリックコメントの結果でございます。

10月4日から11月2日の期間でパブリックコメントを実施し、8人から32件の意見の提出がありました。重複を除いた29件のうち、7件を反映、19件を参考、2件を既に記載済み、1件をその他として取り扱いました。

次に、2、計画に反映した主な御意見と県の考え方(案)についてです。

まず、策定の趣旨や計画の理念、体系について、ウエルビーイングの考え方やSDGsに関する記述を明記すべきとの御意見がありました。

これを踏まえまして、策定の趣旨や基本理

念と基本目標に文言を追記いたします。

次に、特別支援教育の充実について、就学先決定の主語が市町村教育委員会となっているが、児童生徒や保護者の意見を尊重して決めることを明記すべき、「学びのものさし」が具体的に何を指しているのかよく分からない、本人や保護者の意向を否定したり、無視したりするなど、権威的にならないか不安であるという御意見がありました。

これらを踏まえて、保護者や専門家の意見を聴いて、市町村教育委員会が就学先決定を行う旨の文言へ修正いたします。

なお、障害のある児童生徒の学びの場に関する取組については、法令の趣旨を踏まえ、本人や保護者等の意見を可能な限り尊重する考え方に沿って丁寧に進めるほか、「学びのものさし」の名称を変更するなどし、その考え方や仕組みについて、誤解や不安が生じず、分かりやすい表現となるよう検討してまいります。

次に、子供からの意見聴取・対話、計画の推進について、実施中の施策に対する定期的な意見聴取の実施、こどもまんなか熊本・実現計画との連動について御意見がありました。

施策の評価においても、反映させるための旨を講じることと子供に関する計画との連動について文言を追記しました。

4ページをお願いいたします。

3、子供向けアンケートの結果についてです。

10月9日から29日までの期間、県内の小学5年生から高校3年生までを対象に、任意回答のアンケート調査を実施しました。各学校や市町村教育委員会に周知の御協力をいただき、2万6,000件を超える回答がありました。

次に、4、各設問に対する回答を踏まえて、計画に反映するものについてです。

「学校で行われるひなん訓練やぼうさいの

学習にきょうみがありますか。」の設問に対し、小学生では、50%が興味があると回答しましたが、中高生では、どちらでもない、興味がないの割合が小学生に比べ高くなりました。

児童生徒に興味を持ってもらうための取組として、取組7、学校の防災・安全対策の推進の主な施策に、防災主任研修会における、児童生徒向けの防災教育や学校安全に関する動画や教材の活用と紹介を追加しました。

次に、「あなたは「学校の先生になってみたい」と思いますか。」の設問に対し、はいと答えた割合が最も高かったのは小学生であり、学校段階が上がるとともに、どちらでもないの割合が減り、いいえの割合が高くなりました。

教員の魅力を広く発信する取組として、取組24、教職員の人材確保、人材育成の主な取組に、ホームページやインスタグラムを活用した情報発信、PR動画による魅力発信の継続を追加しました。

また、「あなたが学校や教育について「こうなったらいい」と思うことがあれば自由に書いてください。」の設問に対し、様々な意見が寄せられました。特に、中高生から、校則を見直してほしい、髪型を自由にしてほしいという意見が多く見られました。

県教育委員会では、令和3年度に、各県立学校に対し、校則を点検し、必要かつ合理的な範囲を逸脱している場合は見直しを行うよう依頼を実施しました。

校則の見直しに当たっては、児童生徒もしくは保護者が何らかの形で携わるような手順を取ることで統一しています。

計画においては、取組34、子供からの意見聴取・対話の主な施策に、校則の点検及び見直しにおける当事者等の意見聴取を明記しました。

アンケートについては、回答結果を分析した内容を県教育委員会ホームページで公開す

るほか、市町村教育委員会や県立学校に送付し、今後の参考にさせていただくこととしております。

また、計画については、本委員会後速やかに決裁手続を行い、年内に策定したいと考えております。

なお、次の5ページが計画概要であり、また、別冊で計画最終案をお配りしております。

9月の委員会で御説明した内容から変更した部分の説明が以上となります。

第4期熊本県教育振興基本計画の最終案についての報告は以上でございます。

次に、報告資料③をお願いいたします。

次期学校教育情報化推進計画の策定について御説明します。

計画案をお配りしておりますが、本日は、報告資料③に沿って御説明させていただきます。

6ページを御覧ください。

1、学校教育情報化推進計画の性格についてです。

学校教育情報化推進計画は、学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき、本県における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画であり、県が定めるものです。

次に、2、計画の現状についてでございます。

第1期の計画である基本方針は、計画期間が令和5年度までとなっており、新たに第2期計画を策定する必要があります。

昨年度から、3回にわたり外部識者会議を開催し、意見を聴取しているところです。

次に、3、計画の今後の進め方についてです。

計画の策定に当たっては、現在策定作業中の県教育振興基本計画等との整合性を図りながら進める必要があります。令和6年度内の策定を目指しているところです。

今後のスケジュールについてですが、計画

についてパブリックコメントを実施し、その結果について、外部有識者会議を開催し、意見を聴取する予定です。その後、2月県議会に最終案を報告し、策定という流れになります。

次の7ページを御覧ください。

計画の概要を御説明します。

水色囲みに記載のとおり、計画には本県の学校教育の情報化に関する基本的な方針を掲げることとします。

基本的な方向性として、「ICTの活用による「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」と「学校の業務改革」の実現「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実」「データの連携による新たな学習指導・学校経営の高度化(校務DX)」を定めています。

その他、2、全般的事項としまして、学校情報化認定制度における優良校の認定の更新等、3、児童生徒の情報活用能力として、1人1台端末を活用した情報活用能力の育成等、4、教職員のICT活用指導力として、学校教職員の資質の向上等、5、ICTの環境整備として、学校におけるICT活用のための環境の整備等、6、ICT推進体制の整備と働き方改革として、情報化による校務の効率化等を定めています。

また、計画においては、その他1人1台端末の更新や県立学校における原則BYOD、端末を個人で購入し、学校へ持参して利用することによる整備、本県の学校教育の情報化に関する目標や目標達成に向けた取組を記載しています。

教育政策課の報告は以上でございます。

○清塘学校人事課長 学校人事課です。

8ページをお願いいたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御報告します。

本件につきましては、県の条例を一括して改正するものであり、総務常任委員会において審議されることから、報告事項としております。

この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代わるものとして拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。

3、改正内容の詳細に記載のとおり、熊本県立学校職員の給与に関する条例の禁錮の表現を拘禁刑に改めるものでございます。

条例の施行期日は、令和7年6月1日となっております。

学校人事課の報告は以上です。

○木山学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課です。

9ページをお願いいたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御報告いたします。

本件につきましては、県の条例を一括して改正するものであり、総務常任委員会において審議されることから、報告事項としております。

この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代わるものとして拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。

3、改正内容の詳細に記載のとおり、熊本県いじめ防止対策審議会条例の懲役の表現を拘禁刑に改めるものでございます。

条例の施行期日は、令和7年6月1日となっております。

学校安全・安心推進課の報告は以上です。

○濱本体育保健課長 体育保健課でございます。

資料10ページ、報告資料⑥をお願いします。

第3期熊本県スポーツ推進計画の最終案について御報告いたします。

9月議会の常任委員会で計画の素案について説明をさせていただきましたが、その後実施したパブリックコメントを踏まえた計画最終案への反映についてでございます。

本日は、最終案をお配りしておりますが、報告資料⑥に沿って御説明させていただきます。

まず、パブリックコメントの実施期間は、本年10月15日火曜日から11月13日水曜までの30日間を実施いたしました。

素案の閲覧場所につきましては、資料に記載しておりますとおりでございますが、より県民の皆様の目に届くよう、QRコードから素案の閲覧ができるような広報チラシを作成し、各施設に掲示するとともに、熊本日日新聞社にも掲載していただきました。

次に、御意見の件数及び取扱いについてですが、内容に反映するもの1件、御意見の趣旨が既に掲載されているもの1件の合計2件でした。

それぞれの御意見に対する県の考え方につきまして、サッカースタジアムの建設について検討してほしいという御意見に関しましては、スタジアムを含むスポーツ施設の設備については有識者による検討会議を進めており、今後、県としての整備の方向性が示されていく予定です。

同様の趣旨を既に最終案の20ページの①に記載しておりますので、取扱いにつきましては非記載としております。

また、総合型地域スポーツクラブの法人化に伴う名称の変更につきましては、ほかのクラブも含めて再度確認を行い、御指摘のとおり、修正し、計画に反映しております。

11ページをお願いします。

お手元の計画最終案については、パブリッ

クコメントの結果を踏まえて反映を行ったほか、現在の取組状況を踏まえて、最終案の24ページ及び25ページに、中学校の部活動の地域移行に伴う現状と具体的な方向性について追記をいたしました。

以上の変更を反映したものを最終案とし、本委員会後速やかに決裁手続を行い、年内に策定したいと考えております。

体育保健課からの報告は以上でございます。

○堀田運転免許センター長 運転免許センターでございます。

私からは、熊本県手数料条例の一部改正について御報告いたします。

説明資料、その他報告関係の1ページを御覧ください。

本件は、総務常任委員会の付託議案として御審議いただいておりますが、その一部が県警察に関することから御報告をいたします。

今回の改正は、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する、道路交通法の一部を改正する法律が令和7年3月24日に施行されることに伴い、標準手数料を定めた政令の一部が改正されたことから、熊本県手数料条例についても、政令の改正内容に準じて改正するものでございます。

今回の各手数料改定額については、お手元の資料に記載されたとおりで、政令で定められた標準手数料と相違はありません。

手数料条例の施行日につきましては、関係法令の施行日と合わせて、令和7年3月24日からとしております。

なお、マイナー一体化の具体的な内容等につきましては、リーフレットを卓上配付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で運転免許課からの説明を終わります。

○渋谷警務課長 警務課でございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明します。

資料27ページから31ページまでとなります。

本件につきましては、教育委員会からの御報告と同様のもので、刑法等の一部を改正する法律の施行により、拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の規定を整備するものであります。

対象となります警察本部が所管する条例は、熊本県迷惑行為等防止条例、拡声機による暴騒音の規制に関する条例、熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例であります。

施行日については、令和7年6月1日となっております。

以上でございます。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○岩田智子委員 教育政策課の3ページ、パブリックコメントの結果で、いろいろ追加をしたり、変更したり、文言を修正したりされているということが分かりました。

特別支援教育の充実のところで、「学びのものさし」の名称を変更するなどということがありますよね。分かりやすい表現になるよう検討していくと先ほどもおっしゃいましたけれども、この最終案では、それが分かるような表現になっているのかどうか、これからの検討なのか、ちょっと教えてください。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

パブリックコメントの時点では、「学びの

ものさし」という名称を使っておりました、そのことが子供たちの苦手なことや難しいことを点数化して、それを基に就学先を切り分けると、そういったイメージにつながったかなというようなところ、誤解や不安があったかなというようなところで、この名称については、今後使わないようにいたしました。

最終的には、特別に名称というのは用意をしておきませんで、特別な教育的ニーズを的確に把握し、適切に学びの場、支援内容の検討を行うための総合的な資料という形で、総合的に呼ぶような形にしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○岩田智子委員 はい、分かりました。ここに線が引いてあるところですね。本文の最終案のところですね。はい、分かりました。

じゃあ、続けていいですか。

その下のほうの日本語指導が必要な児童生徒の環境に向けても努めますというふうに書いてあります。

この前、武蔵ヶ丘中学校にもお邪魔して、多文化共生というところで日本語の教育とかをしている状況を拝見したんですけども、支援強化というところでは、どういうふうに考えられていらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○井手義務教育課長 御質問ありがとうございます。

支援強化ということで、先日行っていた武蔵ヶ丘小中学校が、拠点校として今しておりますけれども、日本語指導が必要な児童生徒がもちろん菊陽町にもいますし、ほかの市町村にもたくさんおりますので、そういう部分、全県的な部分で支援ができないかということで検討していきたいというふうに思っているところです。

○岩田智子委員 ぜひ、そこは大事だと思います。これから増えると思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

○岩田智子委員 この情報化推進計画のところで、これからパブリックコメントも受けて年内にはというようなことを言われましたね。

私が一番やっぱり気になっているのが、11ページの健康面とか、いじめ、自殺、不登校とかのところの充実がとても気になります。健康面のところの配慮とかも、ちょっとえらい簡単に書いてあるので、これはパブリックコメントとかでもまた意見とかも出るかもしれないけれども、その辺もちょっと充実させていただきたいなというふうに思います。これは要望です。

○中村亮彦委員長 要望でいいですか。

ほかにございますか。

○高野洋介委員 今度はもうやかましくないやつをちょっと——和やかな場にしたいなと思っております。

マイナンバーカードのこのリーフレットをもらっているんですけども、これは幾つか確認させてもらっていいですか。

これは3月24日から運用開始なんでしょうけれども、これは、表面の下に免許センター等で手続が可能ですというふうに書いてありますけれども、これは、大体更新時間というか、私が3月24日に免許センターに行って、両方持ちたいんですよと言った場合に、まづどのくらい更新時間がかかるのかというのと、もう一個は、これは、多分、今私はゴールド免許なんですけれども、これは自慢なんですけれども、ゴールド免許を持っていて、

それも持てる、で、マイナカードにも一体化できるということで、どっちも持てるということですね。そこを確認させてください。

○堀田運転免許センター長 高野委員の御質問についてお答えします。

1点目の免許更新のときにマイナー一体化にしたいと、それにどれぐらい時間がかかるかということですが、大体30分前後ぐらいかなと考えております。

今現在、免許センター、かなり曜日によって来庁者の数も多くなったり少なくなったりありますけれども、今後、いろんな予約制とかの導入も含めて今検討しております、平準化も図りながら、できるだけ県民の皆様が待ち時間、滞留時間が少ないように対応してまいりたいと考えております。

○高野洋介委員 私、この間免許更新に行つてゴールド免許もらったんですけども、間違えて金曜日に行っちゃったんですよ。それで、休みだったんですね。県民の方々、金曜日休みってあんまり知らない方々いらっしゃると思いますので、もう1回そこも含めて。マイナカードだけをひもづけることも更新でできますよね。

○堀田運転免許センター長 はい。

○高野洋介委員 そういったところも、メリットをもっといっぱい県民の方々に広報してもらって、やっぱりひもづけたほうが便利なわけでございますので、そこはしっかり今後の広報の一つの課題として、意識を持って、3月24日に運用していただきたいなと思っています。

私も、3月24日以降に一体化するように、できるだけ早い時期に一体化をさせていただきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願ひいたします。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することにしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお話しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

○岩田智子委員 もうそろそろ学校のほうも異動時期に入ってきました、今学校の先生たちの教員不足とかもいろいろ言われていて、その異動によっていろんな家庭の事情で子育てができなくなるとかで辞めざるを得なくなるかもしれないというような不安を言われ、御相談がちょっとあつてですね。いや、希望もちゃんと出せるし、適材適所というところとか、校長先生もいろんな人事のことを考えて、そんなことがないように今一生懸命されてますよというふうにお話はしたんですけども、何か県庁の知事部局なんかでも、途中で、子育てをしながら——特に女性ですけども、子育てをしながらで、中堅、30代、40

代ぐらいでやっぱり途中でもう辞めざるを得ないような事情になってしまうということを中心と何人かお聞きしたので、この教員不足の折に、またそのことで辞めるというような先生が出てこないように、人事関係とかも本当にしっかり見ていただきたいなというふうに思っています。お願いします。要望でございます。

○中村亮彦委員長 要望でいいですか。

○清塘学校人事課長 ありがとうございます。

私のほうにも、やっぱりそういう子育てとか介護の問題とかで御要望ある旨はいろいろ聞いておりますけれども、より丁寧にお聞きしながら、全員の希望を全部かなえることはなかなか難しいところがありますけれども、できるだけ丁寧に聞きながら対応していきたいと考えております。ありがとうございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。そういうふうに私も伝えたいと思います。

ついでに、もう1ついいですか。

ちょっとデジタル機器の件についてなんですけれども、県は、県立学校にデジタル機器の更新とかの基金をためてますよね。ためているというか、ちゃんと準備をされているので、それは安心なんですけれども、各市町村も、小中学生に関わるタブレットとかああいうので、市町村によって、例えば破損をしたりとかするときのその運用というかな、どうすればいいのかというのが、弁償したりとか保険に入っていたりとか、いろんな状況があると思うんです。そういうところで、各市町村のいろんな事例が出てきて、私も、ああ、そんなに違うんかって。まあ、故意に落としてしまって壊れたということで、それが卒業した後に請求が来たりとか、そういうことも

聞いたので、その辺を県として、小中学生に関しては、タブレット機器の何か御指導——御指導というかな、市町村にもう任せっきりののか、何か手だてがあるのかどうかをちょっと聞かせていただきたいんですけども。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

まず、端末、それ自体の調達とか更新の費用については、先ほど基金という話は先生からもありましたが、国のほうからの補助金を活用した基金を造成し、各市町村に対して配分するという形で、その調達費用それ自体は手当てがされているところでございます。

一方で、今御指摘いただきました破損に対する弁償等につきましては、最終的に各市町村が各業者とどういう形で契約をしているか、補償契約をどのような内容で結んでいるかということになりまして、各市町村ごとの対応というふうになっておるところでございます。

今御指摘をいただきましたような事例等で、もし子供や御家庭のほうで大変な状況が生じているということがございましたら、我々のほうでもしっかり情報把握をしていき、必要な指導、助言をしていくよう努めてまいります。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。それぞれちょっと御相談、伺いたいと思います。

警察にもいいですかね。

○中村亮彦委員長 どうぞ。

○岩田智子委員 交番の、この前、今日熊日とかにも載っていましたが、部下に宿直のときのあれがやっと明らかになったというか、それが明らかにならなかった理由とい

うのは、まあ新聞にも書いてありましたけれども、これもちょっとお話し願えればなと思います。

なぜかという、いろんな、学校関係もありますけれども、いろんな部署でいろんな問題があるんですが、同じような状況で明るみになる場合とそうではない場合とあるのがちょっと私には解せないの、教えていただきたいなと思います。

○松見首席監察官 新聞の報道につきまして承知しているところでございますけれども、公表していない事案に該当しますので、その内容についてはお答えできませんけれども、一般的に、新聞にも公表せず免職みたいな形でありましたので、懲戒処分を発表につきましては、警察庁が示した懲戒処分の発表の指針を踏まえ、事案の背景、内容等、個別の事案ごとに判断しておりまして、指針では、被害者、その他関係者のプライバシー、その他の権利、権益——利益ですね、を保護するため、やむを得ない場合は発表を行わないというふうにされております。

今一般論として申し上げますと、発表することによって被害者等のプライバシー、その他の権利、利益を著しく侵害する極めて可能性が高いと判断される場合は、発表はしていないということでございます。

○岩田智子委員 被害者の方がいらっしゃいますので、何かこう、これも報道なのであれですけども、すごい精神もちょっと不安定な状況にあるというふうに書いてありましたので、でも、やっぱり心配に思っています。

いろんな事情も、そういうことを踏まえて公表しないということだったということは分かりました。

もう1つ、玉名で自殺をされた警官の方の話で、これも私の気持ちなんですけれども、控訴というふうな道を選んでいただきたくな

いなというのを、この場でちょっとお話をしておきます。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかがございませんか。

○堀田運転免許センター長 免許センターでございます。

すみません、先ほど高野委員のほうから質問がありまして、私が免許更新のときのマイナ免許証、30分前後ということでお話ししましたけれども、ちょっと誤解があるといけませんので、補足をしておきます。

免許センターでの更新時講習は、30分、1時間、2時間という講習がありまして、その後マイナの書き込みをしますので、その講習が終わった後が、一応30分前後を目指して今準備を進めているというところでございます。

以上です。

○中村亮彦委員長 高野委員、ようございませうか。

○高野洋介委員 いえ、私が聞きたかったのは、マイナ免許証に更新するだけです。免許更新じゃなくて、ひもつけるのは免許センターに行かなんでしょう。

○堀田運転免許センター長 はい。

○高野洋介委員 それを手續では何分かかるんですかということですね。更新のときしかできぬなら、私はもうあと何年後かにしかできぬわけだけん、それを聞きたかった。更新は分かります。この間ゴールド免許をいただいたので。

○堀田運転免許センター長 失礼しました。もちろん、持ち方の変更は、これはもう更

新時期にかかわらずいつでもできます。これにつきましても、約30分前後、これも県民の方を待たせないように、今準備を進めているところでございます。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして第4回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午前11時17分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長